

令和3年8月17日

南相馬市農業委員会
8月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和3年8月17日（火） 午前10時20分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二	※	11	佐 藤 洋	※
2	鎌 田 芳 彦	出	12	遠 藤 秀 明	※
3	菅 野 信 彦	※	13	山 内 弘 巳	出
4	欠 番		14	二 谷 純 市	出
5	梅 村 正 敏	出	15	半 谷 眞知子	出
6	西 内 文 夫	※	16	早 川 孝 雄	※
7	発 田 栄 一	出	17	佐 藤 良 一	出
8	小谷津 弘 隆	出	18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好	出	19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜	※			

「※」→新型コロナウイルスの感染防止（3密回避）のため、出席を求めない。

2. 出席農地利用最適化推進委員

出席者 なし（新型コロナウイルスの感染防止のため、出席を求めない。）

3. 出席職員

事務局

①局長 増山 善樹 ②次長 佐藤 光 ③主査 山本 将之
④副主査 米本 一樹 ⑤主事 平田 幸子

農政課

①再生係長 佐藤 俊文 ②副主査 但野 莉菜

4. 日 程

- | | | |
|-------|----------------|------------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について | |
| 日程第2 | 諸般の報告 | |
| 日程第3 | 報告第32号 | 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について |
| 日程第4 | 報告第33号 | 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について |
| 日程第5 | 報告第34号 | 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について |
| 日程第6 | 報告第35号 | 農地法第18条第6項の貸借の解約等の通知について |
| 日程第7 | 報告第36号 | 違反転用事案の報告について |
| 日程第8 | 議案第86号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第9 | 議案第87号 | 南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について |
| 日程第10 | 議案第88号 | 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について |
| 日程第11 | 議案第89号 | 農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分） |
| 日程第12 | 議案第90号 | 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分） |
| 日程第13 | 議案第91号 | 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分） |
| 日程第14 | 議案第92号 | 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分） |
| 日程第15 | 議案第93号 | 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分） |
| 日程第16 | 議案第94号 | 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分） |
| 日程第17 | 議案第95号 | 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（県許可分） |

5. 会議の概要

(開会 午前10時20分)

議長 只今より、令和3年8月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。新型コロナウイルスの感染を防ぐ観点から、出席者を減じての開催であります。

それでは先ず、欠席委員についてですが、欠席者はありません。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。

議長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号8番・小谷津弘隆委員、9番・塚野邦好委員、13番・山内弘巳委員、を指名いたします。

議長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。7月定例総会以降、本日までの間、報告を要する特段の案件はございませんでした。

議長 次に、日程第3、報告第32号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。今回の調整委員主任、3番委員には出席を求めているため、事務局から報告を求めます。

事務局 報告第32号について3番委員からの報告を読み上げさせていただきます。議案書の2ページになります。内容としては、去る7月20日午前10時10分より、南相馬市役所北庁舎2階、会議室2において、受け手1名、福島県農業振興公社2名、調整委員2名、事務局1名により開催いたしました。協議内容についてですが、福島県農業振興公社側から、田について10アール当たりおよそ35万円で価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は291万1,502円となりました。

この件は、議案第86号、議案書13ページ及び別紙資料集2ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議の方よろしく願いいたします。以上です。

議長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第4、報告第33号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。今回の調整委員主任、3番委員には出席を求めているため、事務局から報告を求めます。

事務局 報告第33号について3番委員からの報告を読み上げさせていただきます。議案書の3ページになります。内容としては、去る7月20日午前10時30分より、市役所北庁舎2階会議室2において、受け手1名、福島県農業振興公社2名、調整委員2名、事務局1名により開催いたしました。

協議内容についてですが、福島県農業振興公社側から、田について10アール当たりおよそ35万円で価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は385万9,145円となりました。

この件は、議案第86号、議案書13ページ及び別紙資料1の2ページ、農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議の方よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第5、報告第34号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。今回の調整委員主任の18番委員からの報告を求めます。

18番委員 報告第34号について説明いたします。議案書4ページになります。内容としては去る7月20日午前11時より、市役所北庁舎2階会議室2において、受け手1名、福島県農業振興公社2名、調整委員2名、事務局1名により開催いたしました。協議内容ですが、福島県農業振興公社側から、田については10アール当たりおよそ15万円、畑については10アール当たりおよそ10万円で価格が提出され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は146万6,340円となりました。

この件につきましては、議案第86号の議案書13ページ及び別紙資料1の2ページ、農用地集積計画に載せてありますので、後ほどご審議の方よろしくお願いいたします。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第6、報告第35号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第35号についてご説明いたします。議案書の5ページから10ページになります。今回38件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことをご報告いたします。詳細につきましては、記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第7、報告第36号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第36号についてご説明いたします。議案書の11ページから12ページ、整理番号1番から3番の当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。

整理番号1番については、昭和52年に当該地を相続しました。相続した当時から駐車場の様相であり、貸駐車場として使用しています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

整理番号2番については、140番4については、昭和40年代に亡き父が養蚕室を建て長年使用してきました。平成20年頃に養蚕室を取り壊し農機具整備場として使用しています。また140番2については、平成20年に農家住宅を増築した頃から農作業広場として使用しています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

整理番号3番については、平成30年に当該地を6区画の建売分譲地とする目的で転用許可を受けましたが、1区画がキャンセルになったことにより、計5区画の計画に変更し住宅を建築してしまいました。また53番1の隣接地の宅地を計画地に追加し、進入路の形状変更等を行ったことから、各区画の面積

も当初計画と異なってしまったものです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第86号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。先ほど事務局から、『「別紙資料1」と読み替えて参照ください』と補足がありましたので、横長の「別紙資料」をご覧ください審議方お願いします。なお、この議案には、議事参与の制限に該当する案件がありますので、「2. 利用権設定」の整理番号3番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第31条の規定により、14番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局から整理番号3番の説明を求めます。

事務局 議案第86号整理番号3番についてご説明いたします。別紙資料1の3ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。

詳細につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 それでは別紙資料1の議案第86号整理番号3番についてご説明いたします。内容につきましては記載のとおりです。なお、所有権移転に係る対価及び利用権設定に係る賃借料については、双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 14番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局から議案第86号「農用地利用集積計画の決定について」の残り全部の説明を求めます。

事務局 議案第86号の残りすべてについてご説明いたします。別紙資料1の2ページから4ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 それでは議案第86号の残りすべてについてご説明いたします。今回所有権移転が3件、利用権設定が20件となっております。内容につきましては記載のとおりです。なお、所有権移転に係る対価及び利用権設定に係る賃借料については、双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第87号「南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。この議案にも付属資料がありますので、縦長の方の「別紙資料」を『別紙資料2』としてご覧いただき、審議方願います。

なお、この議案には、議事参与の制限に該当する案件がありますので、『別紙資料2』の8ページで、「第1 農用地区域の変更」のうち「3 農用地区域から除外しようとするもの」の中から附図番号1-17を先に審議いたします。

それでは、農業委員会法第31条の規定により、18番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第87号附図番号1-17についてご説明いたします。議案書の14ページ及び別紙資料2になります。市が農業振興地域整備計画を変更するに当たりまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課である経済部農政課担当職員よりご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第87号南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてのうち別紙資料2の8ページ、附図番号1の17について説明をいたします。農用地区域からの除外申し出については、農用地区域の除外要件をもとに当該整備計画を変更することとしたところです。内容の詳細については、お手元の資料に記載のとおりとなっておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 18番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。それでは、議案第87号「南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」の残り全部を審議いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは議案第87号の残りすべてについてご説明をいたします。議案書の14ページ及び別紙資料2になります。市が農業振興地域整備計画を変更するに当たりまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課である経済部農政課担当職員よりご説明申し上げます。以上で

す。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第87号南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について議案の内容について説明いたします。議案書14ページ及び別紙資料2となります。農業振興地域整備計画の変更に係る概要ですが、編入申し出については土地改良事業に係るものでございます。その他、農用地区域からの除外申し出が31件となっております。変更申し出内容については、除外申し出については、農用地区域の除外要件をもとに当該整備計画を変更するものでございます。内容の詳細については、お手元の資料のとおりとなりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第88号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第88号についてご説明いたします。議案書の15ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

議 長 続いて、申請番号2番の現地調査委員、12番委員、申請番号3番及び5番の現地調査委員、10番委員には出席を求めているため、事務局にて補足説明を受けていれば、事務局から報告を願います。

事務局 補足説明は受けておりません。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第89号「農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。なお、この議案には、議事参与の制限に該当する案件がありますので、申請番号2番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第31条の規定により、8番委員には、この間、退席を願います。暫時休議いたします。

（休議）

議 長 再開します。事務局からの申請番号2番の説明を求めます。

事務局 議案第89号申請番号2番についてご説明いたします。議案書の16ページになります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。報告第36号整理番号2番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号2番について、7番委員。

7番委員 議案第89号申請番号2番についてご説明いたします。図面は2ページとなります。去る8月10日午前9時より、申請人及び代理人立会いのもと申請内容について現地調査を行いました。その結果、事業実施の確実性や被害防除措置等の妥当性等の内容について妥当と判断をさせていただいたことから、立地基準、一般基準ともに満たしているということでございます。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 8番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。それでは、議案第89号「農地法第4条の規定による許可申請について(市許可分)」の残り、申請番号1番を審議いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第89号申請番号1番についてご説明いたします。議案書の16ページになります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。報告第36号整理番号1番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員、11番委員には出席を求めているため、事務局から報告願います。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。
議案第89号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。この案件は報告第36号整理番号1番関連案件であります。現地案内図は1ページです。この案件は、昭和52年に相続取得した土地で、相続当時から現況のような駐車場として使用されてきました。現在も継続貸し駐車場として使用しています。この度、土地調査を行ったところ農地であることが判明したもので、違反転用となっていることから追認を得るための許可申請になります。去る8月11日火曜日午後3時頃より代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。
以上、現地調査委員より報告となります。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第90号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第90号についてご説明いたします。議案書の17ページ、申請番号1番について当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。この案件は議

案第93号申請番号2番の関連案件です。事業計画変更に係る事由ですが、資材置場として使用する目的で転用許可を受け事業を行っていますが、周辺農地の地権者から一帯を宅地として活用できないかとの話があり、承継者が宅地分譲地として造成する計画になったことから、当初の事業計画を変更し承継するものです。以上です。

議 長 続きます。今回の現地調査委員、3番委員には出席を求めているため、事務局から報告願います。

事務局 現地調査の報告をいたします。現地案内図は3ページになります。議案第93号申請番号2番との関連があります。去る8月10日午後4時30分より、譲受人であります事業所の担当者2名の立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、当該担当者からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第91号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第91号についてご説明いたします。議案書の18ページから21ページになります。申請番号1番について当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。この案件は報告第36号整理番号3番の違反の追認を得るための案件です。

事業計画変更に係る事由ですが、6区画の建売分譲地とする目的で転用許可を受け工事を行い、住宅の建築は完了していますが、1区画がキャンセルになったことにより2区画を合併し、計5区画に変更することになりました。また、隣地の宅地を計画地に追加し、進入路の形状変更等を行ったため、各区画の面積が当初計画と異なってしまったことから、事業計画を変更するものです。変更前後の地番および区画面積の詳細を19ページ、公図を20ページ、土地利用計画図を21ページにそれぞれ載せてあります。なお、変更後の区画面積が1区画あたり

500平方メートルを超えている箇所がありますが、県相双農林事務所企画部指導調整課に判断を仰いだところ、超過した面積が過大でないこと、また既に居住している人がいることから、やむを得ないものとして取り扱う旨回答いただいております。以上です。

議 長 続きます、今回の現地調査委員から報告を願います。15番委員。

15番委員 議案第91号申請番号1番について報告いたします。先ほどの報告第36号整理番号3番の関連案件であります。現地案内図は4ページです。去る8月7日午後4時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。申請書の住所、氏名、職業、土地の表示、事業計画変更の事由は議案書18ページのとおりであります。調査項目に則り調査を行いました結果、立地基準、一般基準ともに満たしており何ら問題ないと判断してまいりました。皆様のご審議方よろしくお願いたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第92号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第92号についてご説明いたします。議案書の22ページ、申請番号1番について土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。2種農地に一般住宅を建築するための転用申請です。以上です。

議 長 続きます、今回の現地調査委員、12番委員には出席を求めているため、事務局から報告を願います。

事務局 現地調査の報告をいたします。現地案内図は5ページになります。去る8月10日午前11時より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第93号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第93号についてご説明をいたします。議案書の23ページから24ページ、申請番号1番、2番について土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

 申請番号1番につきましては、3種農地に長屋住宅を建築するための転用申請となっております。

 申請番号2番につきましては、議案第90号申請番号1番の関連であり、宅地分譲地16区画を造成するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、申請番号1番の現地調査委員、12番委員、申請番号2番の現地調査委員、3番委員には出席を求めているため、事務局から報告を願います。

事務局 現地調査委員からの調査結果の報告を読み上げさせていただきます。

 先ず、議案第93号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は6ページになります。去る8月9日午前8時30分より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

 次に、申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は3ページになります。議案第90号申請番号1番との関連があります。去る8月10日午後4時30分より、譲受人の事業所の担当者2名の立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、当該担当者からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第94号「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第94号についてご説明をいたします。議案書の25ページ、申請番号1番から3番につきまして土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請番号1番につきましては、大型トラックの駐車場として使用するための一時転用であり、転用期間は許可日から1年間となっております。

申請番号2番及び3番につきましては、都市計画用途地域内農地に太陽光パネルを設置するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、14番委員。

14番委員 議案第94号申請番号1番について報告いたします。案内図は7ページです。8月10日午後4時30分頃より、代理人行政書士の立会いのもと現地調査を行いました。立地基準、一般基準とも満たしております。なお、資金計画260万円と記載されておりますが、これは一時転用なものですから、敷地内に鉄板を引いて何ら支障ないようにする資金になります。それを勘案し、何ら支障なきものと判断しました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号2番、3番について、17番委員。

17番委員 議案第94号申請番号2番について現地調査を行いましたのでご報告を申し上げます。所在、地番、申請事由は記載のとおりでございます。現地案内図は8ページでございます。8月10日午前10時45分から代理人行政書士立会いのもと実施いたしました。申請地は、国道6号大井交差点から小高区役所へ向かうこ線橋の手前北側であります。この地区は9割程度、太陽光パネル設置されている場所でもございます。今回、畑一筆521平方メートルと併用して62番2、63番2、64番2、65番2、66番2、67番の2、68番4、69番5、46番7の計1,227平方メートルであり、すべて雑種地でございます。地権

者3名からの使用貸借の同意を得ているということです。182.58平方メートルにパネル84枚を設置する予定でございます。残りは進入路とメンテナンススペースとなっております。発電力は37.8キロワットという予定です。資金は自己資金であり残高証明書等も添付されております。以上のことから、立地基準、一般基準も満たしていると判断したところです。委員各位の慎重審議よろしくお願い申し上げます。

次に、3番について報告を申し上げます。所在、地番、申請事由は記載のとおりでございます。現地案内図は9ページでございます。8月10日午前11時30分から代理人行政書士立会いのもと実施しております。申請地は、国道6号線大井交差点の東側で県道260号線と小高川に囲まれた地区であります。ここもほとんど太陽光パネルが設置されています。田581平方メートルのうち、165.19平方メートルにパネル76枚を設置する計画でございます。残りはメンテナンススペースになります。資金については自己資金とあります。残高証明書も添付されております。以上のことから、立地基準、一般基準とも満たしていると判断をしたところでございます。

委員各位の慎重審議よろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」の呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第17、議案第95号「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第95号についてご説明いたします。議案書の26ページから28ページ、申請番号1番から6番について土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請番号1番については、2種農地にドラッグストアの店舗を建築するための転用申請です。

申請番号2番から5番までにつきましては、2種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請です。

申請番号6番につきましては、土砂採取場、仮設の現場事務所等に使用するための一時転用であり、転用期間は許可日から3年間となっております。この申請に係る林地開発、景観法等に基づく申請手続きは済んでおり、採石法に係る申請

手続きは相双地方振興局に確認したところ、7月末に届出の相談をしており、採石事業者の登録等、手続きを進めているとのこと。以上です。

議 長 続きまして、現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、5番委員。

5番委員 議案第95号申請番号1番の現地調査の結果につきましてご報告いたします。調査日時は8月16日13時30分頃より、代理人行政書士立会いのもと提出のあった許可申請書の内容につきまして、調査の項目に基づき、代理人行政書士より聞き取り及び現地の調査を行いました。その結果、立地基準、一般基準に照らして問題ないと判断してまいりました。以上、ご報告いたします。

議 長 続きまして、申請番号2番、3番について、17番委員。

17番委員 議案第95号申請番号2番について現地調査を行いましたのでご報告を申し上げます。所在、地番、申請事由は記載のとおりでございます。現地案内図は11ページとなります。8月10日午前11時から代理人行政書士立会いのもと実施いたしております。申請地は原町区堤谷から小高方面に向かい左折してホテル等がある東側でございます。既にこの地区も近年多くの太陽光発電が設置されている場所でもございます。畑一筆568平方メートルのうち182.58平方メートルにパネル84枚を設置する予定でございます。資金は自己資金とあり残高証明書も添付されております。以上のことから、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しているところでございます。

次に、申請番号3番についてご報告を申し上げます。所在、地番、申請事由は記載のとおりでございます。現地案内図は11ページでございます。8月10日午前11時15分から、代理人行政書士立会いのもと実施しております。申請地は先ほど申し上げたとおり、原町区堤谷から小高方面に向かったところのホテル等を過ぎたところの道路沿いでございます。畑一筆490平方メートルのうち165.19平方メートルに76枚のパネルを設置する予定でございます。資金については自己資金とあり、残高証明書等も添付されております。以上のことから、立地基準、一般基準とも満たしていると判断したところでございます。

委員各位の慎重審議よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

議 長 続きまして、申請番号5番について、2番委員。

2番委員 議案第95号申請番号5番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は13ページになります。去る8月8日午後4時より、設定人立会いのもと現地

調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続きまして、申請番号6番について、18番委員。

18番委員 議案第95号申請番号6番について現地調査の報告をいたします。土砂採取事業のための一時転用の申請であります。子細につきましては記載のとおりでありまして、現地案内図は14ページです。事業面積は1ヘクタール以上であり大規模開発事業となりますので県の常設審議委員である大熊町農業委員会会長に立ち合いをいただきました。去る8月10日午後2時より、被設定人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、大規模開発事業のため、県・市にそれぞれ各種計画書や届出書を提出しております。なお、当該地は設定人の所有地に囲まれており、また周りの農地は不耕作地であります。周りの排水につきましては、周りに土側溝を設けて沈砂池を2か所設けまして、既設排水路に排水いたします。よって、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 続いて、申請番号4番の現地調査委員、12番委員には出席を求めているため、事務局から報告を願います。

事務局 それでは現地調査委員からの報告を読み上げいたします。

議案第95号申請番号4番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は12ページになります。去る8月10日午後1時より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」の呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 以上で、本日より予定いたしました報告5件、及び議案10件、合わせて15件の審議を全て終了いたしました。これを持ちまして、本日8月定例総会を閉会いたします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

(閉会 午前11時15分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和3年9月21日

議事録署名人 (8番・コヤツ ヒロタカ)

議事録署名人 (9番・ツカノ クニヨシ)

議事録署名人 (13番・ヤマウチ ヒロミ)
